

平成 17 年 2 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社フジテレビジョン
代表者名 代表取締役社長 村上 光一
(コード番号 4 6 7 6 東証第一部)
問合せ先 経営企画局
執行役員 局長 飯 島 一 暢
T E L . 0 3 - 5 5 0 0 - 8 8 8 8 (大代表)

株式会社ニッポン放送株式の公開買付条件等の変更のお知らせ

当社は、株式会社ニッポン放送（コード番号 4 6 6 0 東証第二部）株式の公開買付けに係る買付条件等の変更を下記の通り行いますので、お知らせいたします。なお、下記変更にかかる公告は平成 17 年 2 月 25 日付けで行われる予定です。

今回の買付条件等の主たる変更内容は、買付期間の延長でございます。平成 17 年 2 月 23 日付けで、株式会社ニッポン放送が第三者割当による新株予約権発行及び当社株式の株券消費貸借の実施を決定したこと等に伴い、当社が公開買付届出書の訂正届出書を提出することになるため、証券取引法に従って買付期間を延長するものであります。

なお、既に発表した公開買付けの目的に記載した株式会社ニッポン放送の経営権の取得を始めとする今後の資本戦略及び事業戦略に関わる当社の方針については何らの変更もございません。

記

1. 公開買付けの内容

- (1) 対象者の名称 株式会社ニッポン放送
- (2) 買付け等を行う株券等の種類 普通株式
- (3) 公開買付期間(変更後) 平成 17 年 1 月 18 日(火曜日)から平成 17 年 3 月 7 日(月曜日)まで(49 日間)

2. 買付条件等の変更の内容

下記のとおり変更いたします。

①買付け等の期間

[変更前] 平成 17 年 1 月 18 日(火曜日)から平成 17 年 3 月 2 日(水曜日)まで

[変更後] 平成 17 年 1 月 18 日(火曜日)から平成 17 年 3 月 7 日(月曜日)まで

②決済の開始日

[変更前] 平成 17 年 3 月 10 日(木曜日)

[変更後] 平成 17 年 3 月 15 日(火曜日)

③株券等の返還方法

[変更前] 下記「(14) その他買付け等の条件及び方法」の「(イ) 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(ロ) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、応募株主等の指示により、平成 17 年 3 月 4 日（公開買付けの撤回を行った場合は撤回を行った日）以後速やかに、応募株主等への交付若しくは応

募株主等の住所（外国人株主の場合はその常任代理人の住所）への郵送の方法により返還するか、又は、当該株券等が応募の時点において公開買付代理人若しくは復代理人（又は公開買付代理人若しくは復代理人を通じて株式会社証券保管振替機構）により保管されていた場合には、応募が行われた時の保管の状態に戻します。

[変更後] 下記「(14) その他買付け等の条件及び方法」の「(イ) 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(ロ) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、応募株主等の指示により、平成 17 年 3 月 9 日（公開買付けの撤回を行った場合は撤回を行った日）以後速やかに、応募株主等への交付若しくは応募株主等の住所（外国人株主の場合はその常任代理人の住所）への郵送の方法により返還するか、又は、当該株券等が応募の時点において公開買付代理人若しくは復代理人（又は公開買付代理人若しくは復代理人を通じて株式会社証券保管振替機構）により保管されていた場合には、応募が行われた時の保管の状態に戻します。

3. 本変更を行う日以前に既に応募された株券についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

以 上